

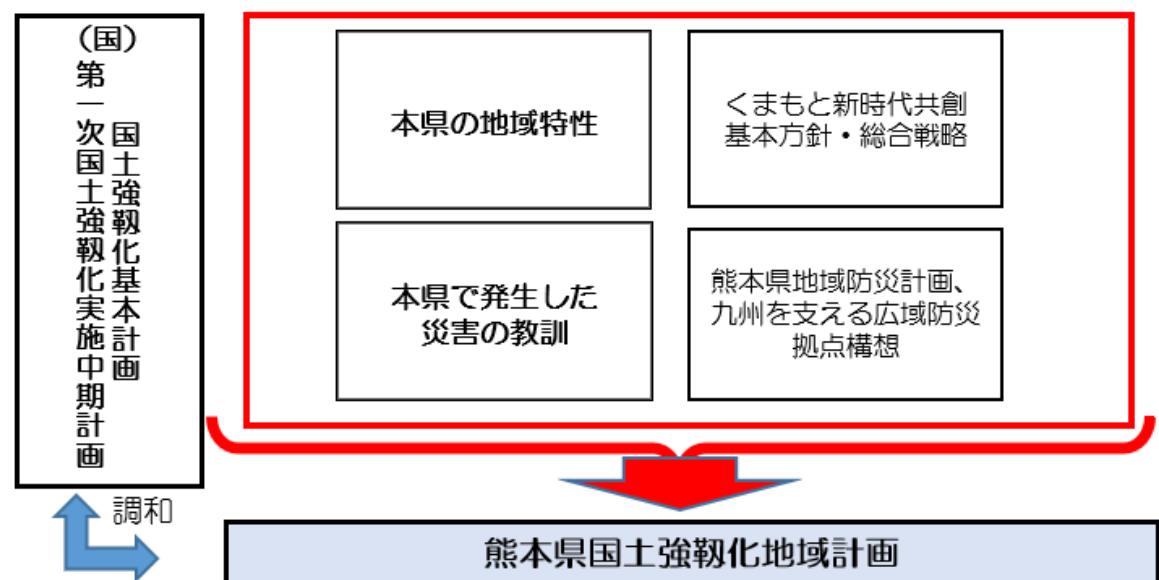


# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）

項目				主な課題	改善の方向性	3年間の主な取組み
1 被災者の救済・生活支援	1 生活の支援・住まいの確保			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住まいの再建支援策の実施、「地域支え合いセンター」による支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の応急修理制度の活用促進</li> <li>応急仮設住宅の供与</li> <li>応急仮設住宅の入居者や在宅被災者の生活・住まいの再建支援</li> <li>「地域支え合いセンター」の設置</li> </ul>
	2 医療・社会福祉施設等の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。</li> <li>被災した施設等の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した全ての医療・社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。</li> <li>老朽化した設備の更新を促進し、耐災害性の向上を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・社会福祉施設等の早期復旧</li> <li>医療・社会福祉施設等の耐災害性向上の推進</li> </ul>
	3 災害廃棄物の早期適正処理			<ul style="list-style-type: none"> <li>近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、対応力の向上を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の処理完了</li> <li>早期適正処理に係る連携体制の構築</li> <li>市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上</li> </ul>
2 産業復興支援	4 農林畜水産業者等への支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の早期把握に加え、被災現場のニーズに応じた短期、中長期的な支援策が必要。</li> <li>被災農林漁業者が安定して事業継続できるような支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災農林漁業者が速やかに事業再開ができるよう、ニーズに合った支援を実施。</li> <li>災害に強い産地づくりに向けた、中長期的な支援の継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的に実施すべき生産現場における課題解決</li> <li>いぐさ専用機械の修繕支援と再生産計画の策定</li> <li>被災苗木生産施設や製材所等の復旧による林業者等の事業継続支援</li> <li>あさり保護区等の復旧による漁場環境の改善</li> <li>農林漁業者向け金融支援策等による事業継続支援</li> </ul>
	5 被災中小企業者等の事業再建に向けた支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の大規模災害、新型コロナウイルス感染症に今回の災害が加わり、さらに物価高騰や大幅な販売上昇等の影響もあり、県内中小企業者の経営環境は極めて厳しい状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再建を目指す全ての事業者が復旧を完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業者等の資金繰り支援</li> <li>被災中小企業者等の施設・設備の復旧支援</li> <li>被災中小企業者等の販路の維持・確保支援</li> </ul>
3 社会・産業インフラの機能回復	6 道路の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地で発生した多数の被災箇所への対応や再度被災させない復旧、災害時の人流・物流における代替路の確保が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた、必要な箇所を改良復旧。</li> <li>災害時の人流・物流における幹線道路ネットワークの強靭化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の早期復旧</li> <li>高規格道路ネットワークの整備促進</li> </ul>
	7 河川・砂防施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地で発生した多数の被災箇所への対応。</li> <li>今後の出水により、同様の災害が再び発生する恐れがあり、再度災害防止の取組みが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川・砂防施設の早期の機能の回復。</li> <li>再度災害防止の観点を踏まえ、必要な箇所については改良復旧や再度災害防止のための施設整備を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川・砂防施設の早期復旧</li> <li>再度災害防止のための砂防施設や河川の整備</li> </ul>
	8 農地・農業用施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>本復旧まで時間を要する箇所における排水機能の暫定確保など、二次被害防止策の強化が急務。</li> <li>中長期的には、営農継続に向けた早期の復旧・復興と再度災害防止に向けた整備が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災農業用排水機場については、湛水被害を防ぐため応急ポンプを設置し、強制排水体制を整備。</li> <li>市町村による査定設計書の作成等の技術的支援を通じて、復旧工事の早期着手を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営農地等災害復旧事業の実施</li> <li>団体営農地等災害復旧事業の支援</li> </ul>
	9 林道施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>林道災害復旧事業においては、林道に至る市町村道等の復旧工事が先行する必要があるため、全災害箇所の復旧完了までに長期間を要する。</li> <li>林業活動再開に向けたアクセス確保と、復旧事業の工程調整が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道災害復旧事業の円滑な推進に向け、事業主体(市町村)が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行い、復旧工事の着実な進捗を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道災害復旧事業の実施</li> </ul>
	10 山地災害地の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震や令和2年7月豪雨の復旧事業では、工事の不調不落が多く発生しており、今回の復旧においても同様の事象が生じる懸念がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害関連緊急治山事業の実施</li> <li>治山激甚災害対策特別緊急事業等の実施</li> <li>単県治山事業(県営)の実施</li> </ul>
	11 漁港漁場施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流物対策フェンスの倒壊、流失により、アサリ、ノリ漁場へ流木等が流入し、漁業活動に支障を及ぼす可能性が高いため、早急なフェンスの再設置が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁場環境の保全と漁業活動の安定化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流物対策フェンスの再設置による漁場保全機能回復</li> </ul>
	12 教育施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した学校施設等の早期復旧が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手する。</li> <li>被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の復旧</li> <li>県立天草青年の家の災害復旧</li> <li>私立学校施設等の災害復旧及び再度災害防止への支援</li> </ul>
	13 文化財等の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の状況を踏まえた必要な支援の実施</li> <li>文化財レスキューの実施</li> </ul>
	14 自然公園施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設の復旧にあたっては、景観保全や文化的価値の保全に特段の配慮が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源や文化財としての価値を維持しつつ、災害に強い施設復旧を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雲仙天草国立公園内施設の復旧</li> <li>矢部周辺県立自然公園内施設の復旧</li> </ul>
	15 肥薩おれんじ鉄道の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>肥薩おれんじ鉄道の残された復旧工事の早期完了が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧工事の早期完了に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災鉄道の早期復旧</li> </ul>
	16 被災地警察施設の復旧			<ul style="list-style-type: none"> <li>警察活動拠点となる上天草警察署松島交番が復旧工事の期間、使用不可能であるため、早期復旧が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>治安維持に間隙を生じさせることがないよう移動交番車を配備し、交番機能を維持。</li> <li>被害の大きかった地区へ防犯パトロールを強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上天草警察署松島交番の復旧工事</li> </ul>
	17 國土強靭化地域計画に基づく施策の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害の頻発化・激甚化に加え、局所的かつ突発的に発生するなど、災害の形態に変化がみられており、更なる國土強靭化の取組みが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の水害の経験も踏まえて、「熊本県國土強靭化地域計画」を改定し、本県における國土強靭化の取組みをこれまで以上に強力に推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本県國土強靭化地域計画の改定</li> <li>地域計画に基づく各種施策の推進</li> </ul>
	18 浸水対策(内水氾濫対策含む)の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の激甚化する災害に対して、ハード整備だけでは対応が困難であり、中長期の時間を要するため、ソフトを含めた総合対策の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年8月大雨による浸水被害に関する検討会」で県、市町村などで検討した結果を踏まえ、浸水対策に取り組む。また、市町村が取り組む内水氾濫対策を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備や河川掘削等、ハード対策の実施</li> <li>農地の浸水対策の推進・流出抑制対策</li> <li>市町村への支援・早期避難につながるソフト対策の実施</li> </ul>
	19 ボランティア確保対策強化			<ul style="list-style-type: none"> <li>発災当初において、必要人員の早期確保が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの要請が多い初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前登録制度の整備・事前登録制度の周知、登録拡大</li> <li>災害ボランティアセンター早期設置に向けた取組</li> <li>ボランティアセンター間の調整に資する取組</li> </ul>
	20 初動対応の検証			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設判断のばらつき。</li> <li>情報収集ツールの多様化への対応。</li> <li>LO(情報連絡員)の役割・任務の理解不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>線状降水帯発生予測情報を受けた対応ルールの策定検討。</li> <li>スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化の検討。</li> <li>災害対応経験者派遣制度(仮称)の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>線状降水帯発生予測情報対応ルール策定</li> <li>ツールの多様化に合わせた情報伝達強化</li> <li>災害対応経験者派遣制度(仮称)構築</li> </ul>
4 防災・減災の取組み						

## 1 計画策定の趣旨・位置づけ

- 国において、平成26年（2014年）6月に「国土強靭化基本計画」が策定されたことを受け、本県においても、**平成29年（2017年）10月に「熊本県国土強靭化地域計画」を策定**。（令和3年（2021年）12月、令和2年7月豪雨の発生等を踏まえ改定）
- 国では、令和7年（2025年）6月に、現行の基本計画に係る中期的な実施計画である「第1次国土強靭化実施中期計画」を策定されたことから、**本県でも、近年の社会環境の変化や災害から得られた教訓等を踏まえ、地域計画を改定する**もの。
- これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、**ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備**するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強い熊本を目指す。



## 2 計画期間

今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び本県の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、**概ね5年ごとに**内容を見直すこととする。

## 3 基本的な考え方

### （1）基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も、被災された方々の痛みを最小化し、迅速な復旧・復興を可能にすること
- ⑤ 離島・半島や山間部を含む県土全体の安全を確保すること
- ⑥ 九州を支える広域防災拠点として機能すること
- ⑦ 経済安全保障における重要拠点として機能すること

### （2）本県の地域特性

- 大雨や集中豪雨が発生しやすい気候特性
- 複数の活断層の存在
- 活火山の阿蘇山の存在
- 半導体をはじめとする産業の集積
- 広域防災拠点機能の集積 等

### （3）本県における災害リスク

- 梅雨期の大雨や台風による風水害
- 複数の活断層による地震、南海トラフ地震
- 阿蘇火山噴火 等

### （4）取り組むべき課題（脆弱性評価）

- ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備
- 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等
- 国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携
- 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携
- 特性を踏まえた土地利用の適正化
- 九州を支える広域防災拠点としての機能確保・充実

# 熊本県国土強靭化地域計画（素案）【概要】

## 4 強靭化の推進方針

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### ＜主な施策＞

- 住宅・宅地・公共建築物・学校施設の耐震化
- 海岸保全施設の整備等
- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 「流域治水」の推進
- 内水氾濫対策の推進
- 山地・土砂災害対策の推進
- 既存盛土による災害の防止
- 農業用ため池等の維持管理・更新
- 防災訓練の実施
- 要支援者対策の推進
- 外国人に対する情報提供の配慮
- 迅速な避難のための体制整備等

### 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

#### ＜主な施策＞

- 救助・救急ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 防災消防及び警察ヘリコプターの活用
- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制整備
- 民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備
- 災害時の医療体制の整備
- 避難所の体制整備
- 避難所等の保健衛生・健康対策
- 生活用水の確保
- ライフライン事業者との連携促進

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### ＜主な施策＞

- 防災拠点施設等の耐災性の強化
- 業務継続可能な体制の整備
- 警察施設の耐災性の強化
- 自治体間の受援・応援体制の構築

### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

#### ＜主な施策＞

- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 物資輸送ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 空港の機能強化
- 漁港の防災対策
- 農業生産基盤の整備、保全管理
- 治山・砂防施設等の計画的な整備の推進
- 農地・農業用施設等の保全
- 国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備
- 事業者におけるBCP等策定促進

### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

#### ＜主な施策＞

- 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路・港湾整備
- 交通ネットワークの確保に向けた鉄道・港湾整備
- 上下水道施設の耐震化等
- 通信手段の機能強化
- 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進
- 電力供給に向けた燃料供給体制の構築
- 長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築
- 従業員等の一斉帰宅抑制等の促進
- 上下水道BCP策定・充実

### 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

#### ＜主な施策＞

- 被災者の住まいの確保と再建
- 文化財の防火・耐震対策
- 罹災証明書の速やかな発行
- 被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備
- 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備
- 復旧・復興を担う人材の確保
- 災害ボランティアとの連携
- 被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化

### 7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う

#### ＜主な施策＞

- 広域防災拠点となる施設の耐災性の強化
- 迅速な災害対応に向けた道路・港湾整備
- 広域防災拠点となる施設の分散化
- 広域的な災害に対応するための連携体制の強化

## 5 改定スケジュール

- 令和7年12月 計画改定素案概要について、関係常任委員会へ報告  
12月～ パブリック・コメント  
令和8年 3月 計画改定・公表

# 都市交通マスターplanの策定状況について

## 都市交通マスターplan素案の概要

令和7年(2025年)12月15日  
熊本県都市計画課

# 熊本都市圏都市交通マスタープランの策定状況について

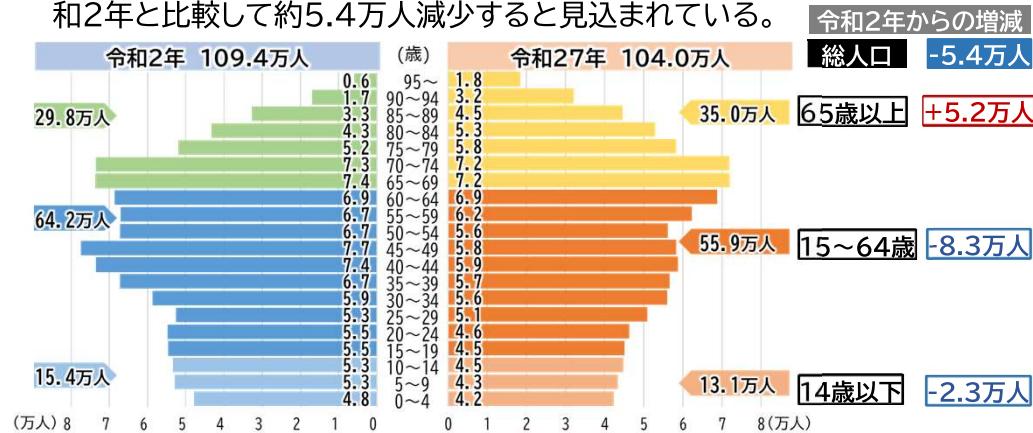
## ① 熊本都市圏の都市交通マスタープランとは

■学識者、交通事業者、経済界、行政等で構成される「熊本都市圏総合交通計画協議会」が、熊本都市圏における将来の望ましい交通体系の実現に向けて策定する中長期的な将来ビジョンであり、今年度中の策定を予定。概ね20年後を目標年次としたあるべき都市構造とそれを支える交通ネットワークの在り方、実現するための施策を提案。

## ③ 都市圏交通の現状と課題

### (1) 都市圏人口の動向

■都市交通マスタープランの目標年次である令和27年の熊本都市圏人口は、令和2年と比較して約5.4万人減少すると見込まれている。

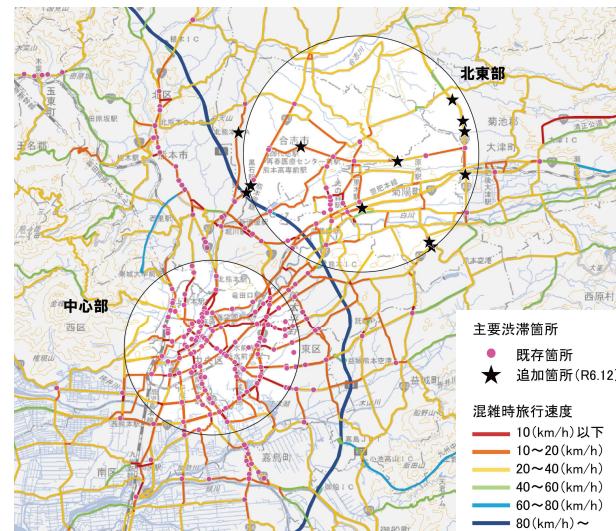


▲ 熊本都市圏の将来の人口予測（年齢階層別での人口構成の変化）

### (2) 慢性化する交通渋滞

■県内には主要渋滞箇所が多数存在しており、その中でも熊本市は、3大都市圏を除く政令指定都市でワースト1位である。

■また、都市圏北東部では、新たに12箇所が渋滞箇所として追加。



▲熊本市周辺の主要渋滞箇所

（出典：【主要渋滞箇所】令和6年度第2回熊本県交通渋滞対策協議会資料（令和6年12月）  
【混雑時旅行速度】令和3年度 一般交通量調査結果WEBマップ）

## ② パーソントリップ調査とは

■日常の生活の中で、誰が、いつ、どこに、何の目的で、どのような交通手段で移動したかについて、都市圏住民を対象にアンケート調査を行い、1日のすべての移動をとらえるもの。

■今回は、令和5年(2023年)10月から11月に実態調査を行い、約1.7万世帯、約3万人分の交通行動を把握。

■渋滞が発生している主な要因は、朝の時間帯への交通集中(朝ピーク率の増加)が考えられる。



### (3) 公共交通のサービスの低下・利用低迷

■公共交通利用者数は、コロナ禍以降増加し、回復傾向であるが、第4回PT調査時に比べ減少している。



▲公共交通利用者数の推移

（出典：熊本市資料）

### (4) その他の都市圏交通課題

■その他に「過度な自動車依存の進行」「都市圏北東部の急速な開発」「広域交通の増加」が都市圏交通の課題としてあげられる。

# 熊本都市圏都市交通マスタープランの策定状況について

## 4 将来交通計画

(1)都市交通の将来像 都市圏の成長とともに、公共交通の利便性を高め、利用を増やして渋滞を減らし、誰もが移動しやすいまちへ

(2)計画の目標

評価指標	現状 令和5年(2023年)	目標値
【目標】公共交通手段の確保、定時性・速達性の確保、基幹公共交通軸の輸送力の向上		
年間の公共交通利用者数(鉄道・市電・バス)	約5,095万人	2倍
公共交通手段分担率	5.2%	2倍
【目標】渋滞改善と旅行速度の向上		半減
主要な渋滞箇所数	246箇所	半減
渋滞に巻き込まれることで発生する損失時間 <sup>1)</sup>	約257万時間/年	20km/h以上
ピーク時における自動車の平均旅行速度	18.6km/h	
【目標】拠点・都市との結節・連携		150分
県内・県外主要都市との移動時間 (中心部との最大時間) <sup>2)</sup>	県外:中心部～大分市 約182分	90分
	県内:中心部～天草市 約128分	10分
広域交通結節点や中心部との移動時間	道路:中心部～IC 約28分	20分
	道路:中心部～空港 約42分	維持
【目標】土地利用との連携		27%減
居住誘導区域の人口密度 <sup>3)</sup>	約62人/ha	
【目標】温室効果ガスの削減		
運輸部門における年間のCO2排出量 (2013年度比削減率)	約180万トンCO2	

\*1:朝ピーク時の平均旅行速度が20km/h未満となる区間を対象に算出した都市圏全体での総損失時間

\*2:県外は、熊本市中心部から福岡市・長崎市・大分市・宮崎市・延岡市・鹿児島市までの道路での所要時間が最大となる都市

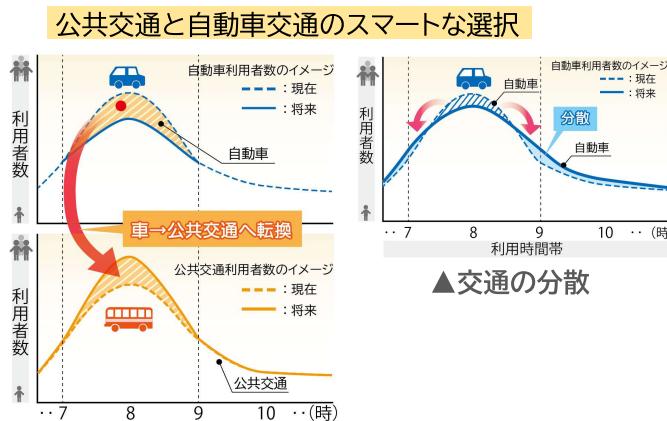
県内は、熊本市中心部から阿蘇市・山鹿市・玉名市・山都町・八代市・人吉市・水俣市・芳北町・天草市までの道路での所要時間が最大となる都市

\*3:都市圏内で「立地適正化計画」を策定された自治体(熊本市、菊池市、宇城市、益城町)による居住誘導区域内人口による加重平均値

## (3)将来交通計画の方針

■自動車やバスの「流れ」を良くし、公共交通への「転換」を促し、交通を「分散」させる取組みを公共交通施策と道路施策の両輪で進めしていく。

■これまでどおり、地域ごとの交通特性に応じ公共交通と自動車交通を適切に選択するベストミックスに加え、時間帯に応じた公共交通と自動車のスマートな交通手段の選択も推進。



## (4)主な提案施策(詳細は次ページ)

【公共交通】基幹公共交通軸の8方面を基本とし、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道、豊肥本線の輸送力強化、バスレーンの整備等を位置づけ

【道路】2環状11放射の骨格幹線軸を基本とし、中九州横断道路、熊本西環状道路、都市圏3連絡道路等の高規格道路の整備、セミコン関連の道路整備、時差出勤等を位置づけ

## (5)提案施策に期待される効果

公共交通を使った移動が快適になります



朝の通勤時間帯でも、快適に移動できます



○熊本駅から阿蘇くまもと空港までの所要時間

現在	バスで約60～80分 (朝夕渋滞時)	約55～75分
	鉄道で「-」	約40分

○熊本市中央区からセミコンまでの所要時間

現在	鉄道とバスで約47分	約42分
	鉄道運行間隔 約12～15分	約10～12分

○都市圏の各方面から熊本市中心部までの所要時間

現在	自動車で約35分	約30分
----	----------	------

○朝ピーク時の自動車の平均旅行速度

現在	約19km/h	約20km/h以上
----	---------	-----------

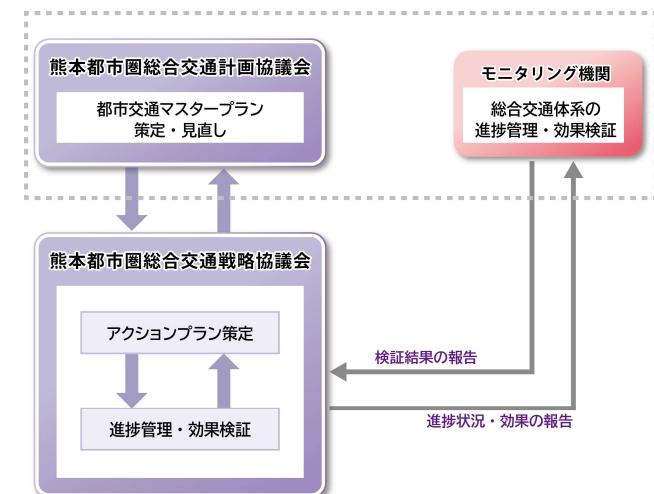
○熊本市中央区からセミコンまでの所要時間

現在	自動車で約43分	約38分
----	----------	------

## 5 モニタリングによる計画の推進

■提案された施策を踏まえ、具体的な取組みを示す実行計画であるアクションプランを策定。

■モニタリング機関が、計画の実施状況を客観的かつ継続的に把握し、社会情勢の変化に柔軟に対応した計画の修正・改善や新たな提案を行う体制を構築する。



# 熊本都市圏都市交通マスタープランの策定状況について

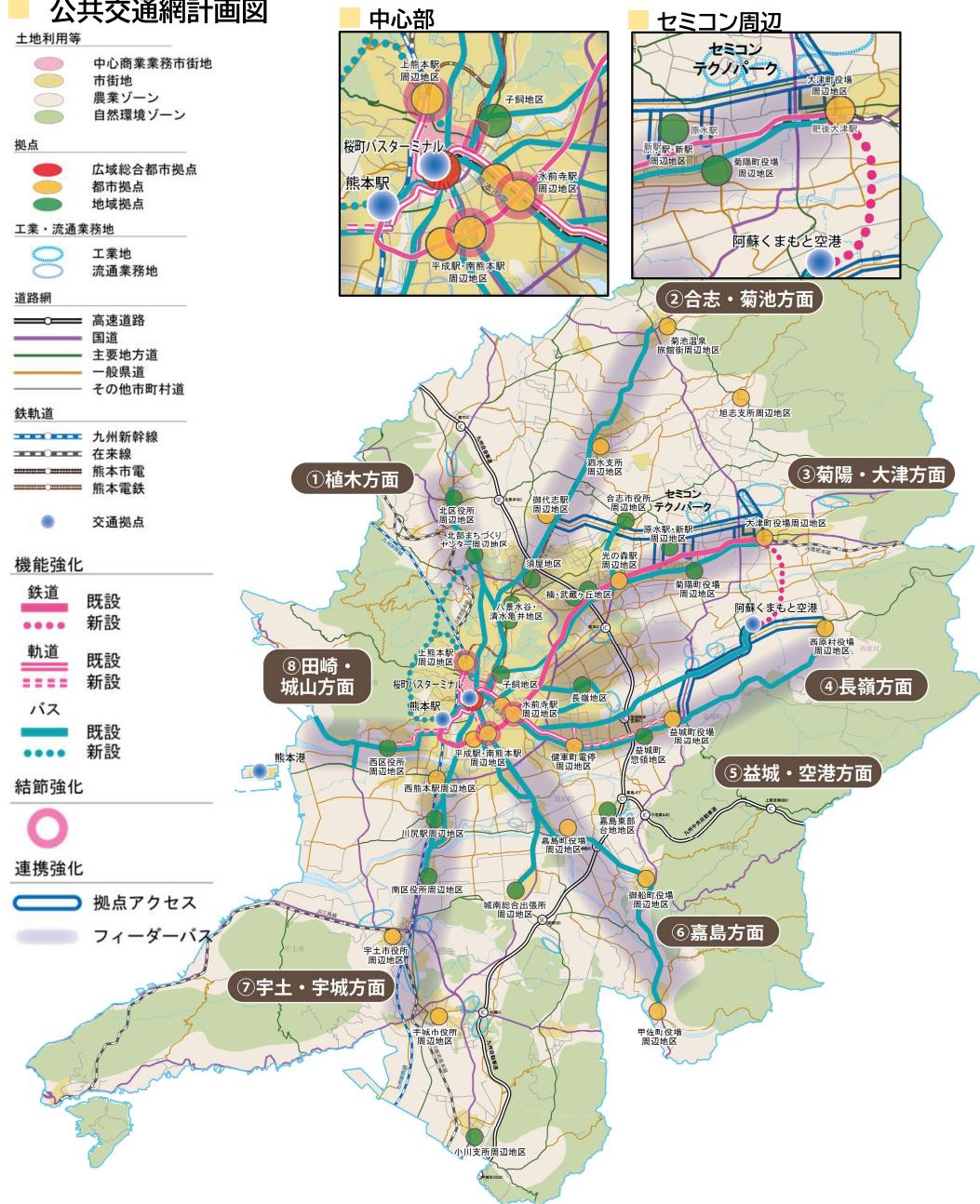
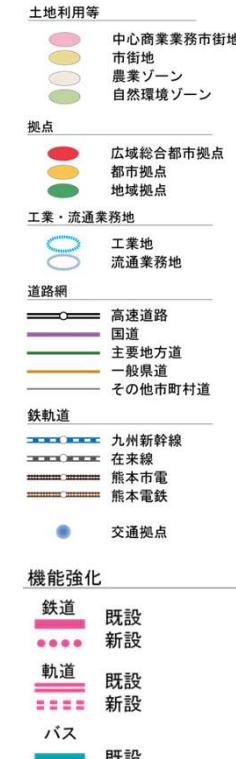
## 4 将来交通計画

### (4) 主な提案施策(公共交通)

■将来の交通体系の実現に向けた提案施策は以下のとおり。道路整備プログラムや地域公共交通計画などの個別計画と整合を図りつつ、今後策定する実行計画において、実施主体や実施時期を整理した上で実施施策として位置付けます。また、事業の具体化に当たっては、事業費や効果などの経済効率性を確認しながら、関係者が一体となって実現に向けて取り組む。

強化方針	公共交通階層・方面	主な提案施策
機能強化	鉄軌道	③菊陽・大津 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道 豊肥本線の増便・増結、行違い化、同時進入化、複線化 豊肥本線の新駅設置 (原水駅～三里木駅間、武蔵塚駅～竜田口駅間)
		⑤益城・空港 市電延伸(東町線、健軍町～益城)
		⑥嘉島 市電延伸(辛島～南熊本)
		⑧田崎・城山 市電延伸(田崎橋～西区役所)
		⑤益城・空港 ⑧田崎・城山 市電の増便、増結〔3両編成導入〕
	幹線バス・連接バス	全方面 バスレーン〔専用・優先〕の整備 幹線バスの増便、増結〔連接バス〕 速達性を高める交通システムの構築 〔公共交通優先信号(PPTS)〕 利用促進に向けた料金施策〔利用者の運賃負担軽減〕 高規格道路などを活用した快速バス運行
	鉄軌道	⑤益城・空港 ⑥嘉島 豊肥本線との結節強化(新水前寺駅・南熊本駅)
結節強化	鉄軌道	②合志・菊池 熊本電鉄・市電の結節(水道町) 熊本電鉄・市電の相互乗り入れ(上熊本)
		②合志・菊池 ダイヤ調整〔乗り継ぎ時間の短縮〕 他の交通手段との結節強化 〔駅前広場、バス停設置、パークアンドライド、サイクルアンドライドなど、モビリティハブ化など〕
	共通	全方面 ②合志・菊池 ③菊陽・大津 拠点アクセス〔BRT〕 (御代志駅と北東部地域のアクセス) ③菊陽・大津 拠点アクセス〔セミコンアクセスバス〕 (原水駅・菊陽町新駅・肥後大津駅) ⑤益城・空港 拠点アクセス〔空港アクセスバス〕 (西原村～空港～益城町)
連携強化	幹線バス・連接バス	⑥嘉島 直通バス運行(桜町BT～南熊本)
		フィーダーバス・コミュニティ交通 全方面 フィーダーバス 〔鉄軌道の駅・電停、主要バス停へのアクセス強化〕 コミュニティバス・デマンドバスなどとの連携強化 交通の分散〔時差出勤・交通手段の変更〕
		共通 MaaS〔公共交通機関やタクシー、カーシェア、シェアサイクルなどの多様な移動サービスをまとめて検索・予約・決済できるサービス〕
	土地利用との連携	全方面 都市機能の誘導、居住の誘導〔立地適正化計画との連携強化〕
持続可能な公共交通の確保	共通	全方面 投資による輸送力の強化 〔幹線バスの利便性向上に向けた公的支援、運転士などの人材確保及び待遇改善に関する支援〕 運営体制などの整備 〔交通/運輸連合の創設に向けた制度設計の推進、複数の交通モードの運行情報を一元的に提供〕 交通資源の最高効率での活用 〔交通モード間における資源の共有・再配置〕

### 公共交通網計画図



※主な提案施策のうち太字の記載は、今回の提案施策です。

# 熊本都市圏都市交通マスタープランの策定状況について

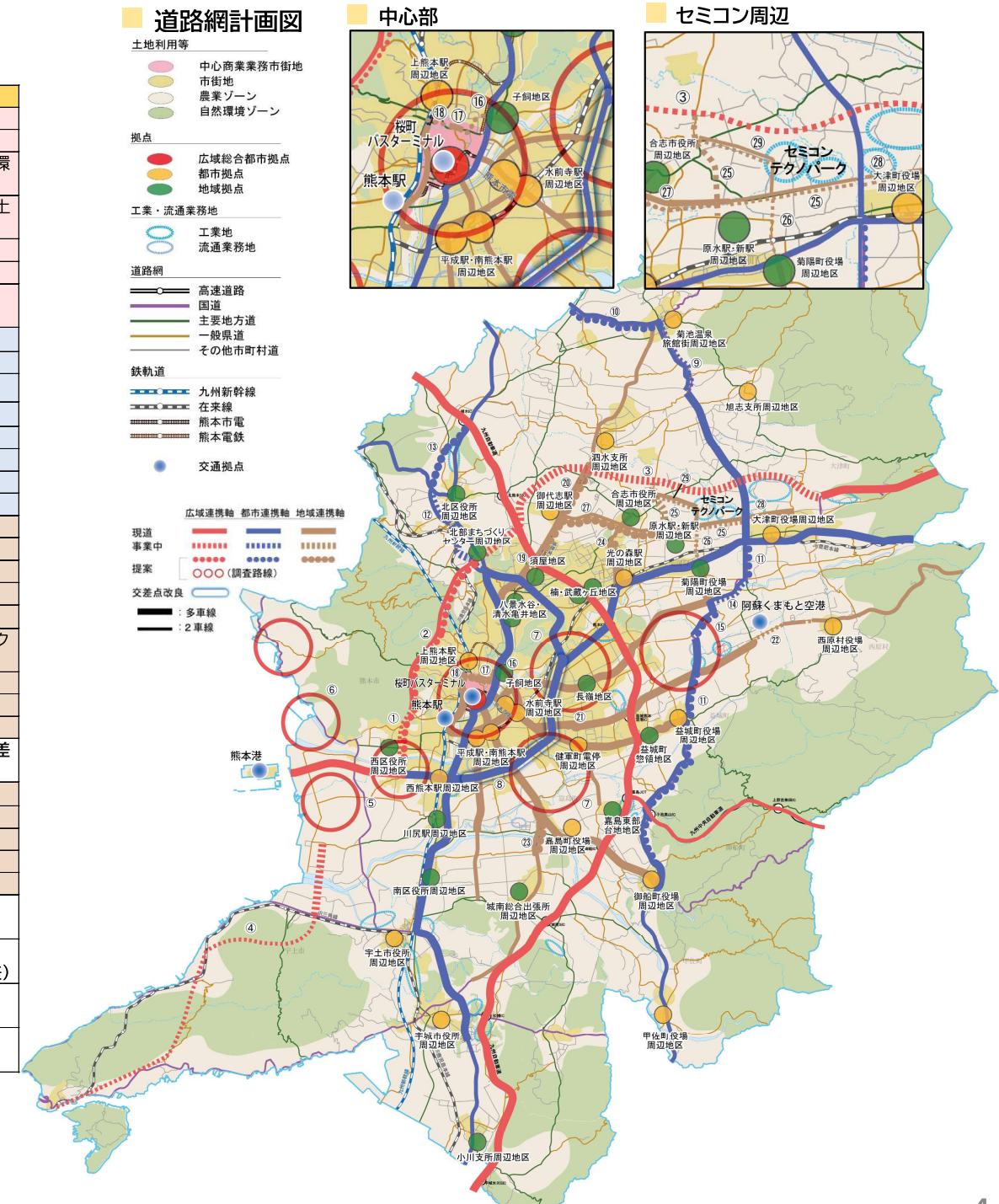
## 4 将来交通計画

### (4) 主な提案施策(道路)

■ 将来の交通体系の実現に向けた提案施策は以下のとおり。

強化方針	道路階層・機能	主な提案施策
都市間の連絡強化	広域連携軸	① 熊本西環状道路(砂原工区)の整備 ② 熊本西環状道路(4車線化)の整備 ③ 中九州横断道路(大津道路、大津熊本道路、熊本環状連絡道路)の整備
		④ 熊本天草幹線道路(熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路)の整備 ⑤ 熊本天草幹線道路の整備 ⑥ 有明海沿岸道路の整備
		⑦ 熊本都市圏北連絡道路・熊本都市圏南連絡道路 熊本空港連絡道路の整備
	都市連携軸	⑧ 国道 57 号の主要交差点の立体化 ⑨ 国道 325 号(菊池拡幅)の整備 ⑩ 国道 325 号(4車線化)の整備 ⑪ 国道 443 号(4車線化)の整備
		⑫ 国道 3 号(植木バイパス 2・3 工区)の整備 ⑬ 国道 3 号(植木バイパス 1 区)の整備
		⑭ 国道 443 号(空港北拡幅)の整備 ⑮ 国道 443 号(4車線化)の整備
		⑯ (都)坪井龍田陳内の整備 ⑰ (都)手取本町坪井線の整備 ⑱ (都)池田町花園線の整備
拠点間の連携強化	地域連携軸	⑲ 国道 387 号(須屋工区)の整備 ⑳ 国道 387 号(4車線化)の整備 ㉑ (主)熊本益城大津線の自衛隊前交差点のクランク解消 ㉒ (一)堂園小森線(小谷工区、布田工区)の整備 ㉓ 国道 266 号の改良 ㉔ (一)住吉熊本線(多車線化)の整備
		㉕ (主)大津植木線(福原工区、原水工区)の整備 ㉖ (一)新原水線(原水工区、原水 2 工区)の整備 ㉗ (一)大津西合志線(4車線化)の整備 ㉘ (都)三吉原北出口線の整備 ㉙ (都)竹迫第二テクノ線の整備 など
		未着手の都市計画道路の整備
		渋滞交差点などの主要交差点の改良 (右折レーンの設置・延伸、信号制御の最適化、立体交差)
	共通	時差出勤・交通手段の変更
		ルートマネジメント (既存インフラの活用: 西環状道路利用への誘導)
交通の円滑化	地域連携軸	渋滞交差点などの主要交差点の改良 (右折レーンの設置・延伸、信号制御の最適化、立体交差)
		時差出勤・交通手段の変更
		ルートマネジメント (既存インフラの活用: 西環状道路利用への誘導)
		渋滞交差点などの主要交差点の改良 (右折レーンの設置・延伸、信号制御の最適化、立体交差)

※ 主な提案施策のうち太字の記載は、今回の提案施策です。



## 報告事項 4

令和7年12月15日

下水環境課

### 県の下水道事業における官民連携の検討について

#### 1 本県における下水道事業の課題

- 人口減少、施設老朽化が進行する中、本県の下水道事業は、次の課題を抱えており、将来的に経営環境が厳しくなることが想定される。
  - ・ 人口減少に伴う使用料収入の減少
  - ・ 処理場、管路施設の老朽化
  - ・ 下水道事業に従事する職員数の減少

#### 2 国の方針

- 国は、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、民間事業者の資金や創意工夫を活用する、官民連携方式の導入を推進。
- 国土交通省は、令和9年度以降、老朽化した汚水管の改築に係る国費支援について、官民連携方式の導入を要件化。

#### 3 県の今後の取組み

- 上記の課題に対応するため、国の方針を踏まえ、官民連携方式の導入を検討している。
- 現在、下水処理に関する企業や指定管理者等を対象に、参入意欲や事業内容等に対する考え方を把握するための民間市場調査を実施しており、その結果を踏まえ、地元企業の参画機会にも配慮した事業スキーム案を令和8年3月に策定予定。

#### 【今後のスケジュール】

令和8年1月～2月 民間市場調査結果の取りまとめ、事業スキーム案検討  
～3月 事業スキーム案の策定

#### 【検討項目】

対象下水道	県が管理・運営する流域下水道（熊本北部、球磨川上流、八代北部） 熊本セミコン特定公共下水道 流域下水道に接続している市町村の公共下水道
対象施設	下水処理場、ポンプ場、管路
対象業務	対象施設に係る全ての維持管理、改築
事業期間	10年～20年

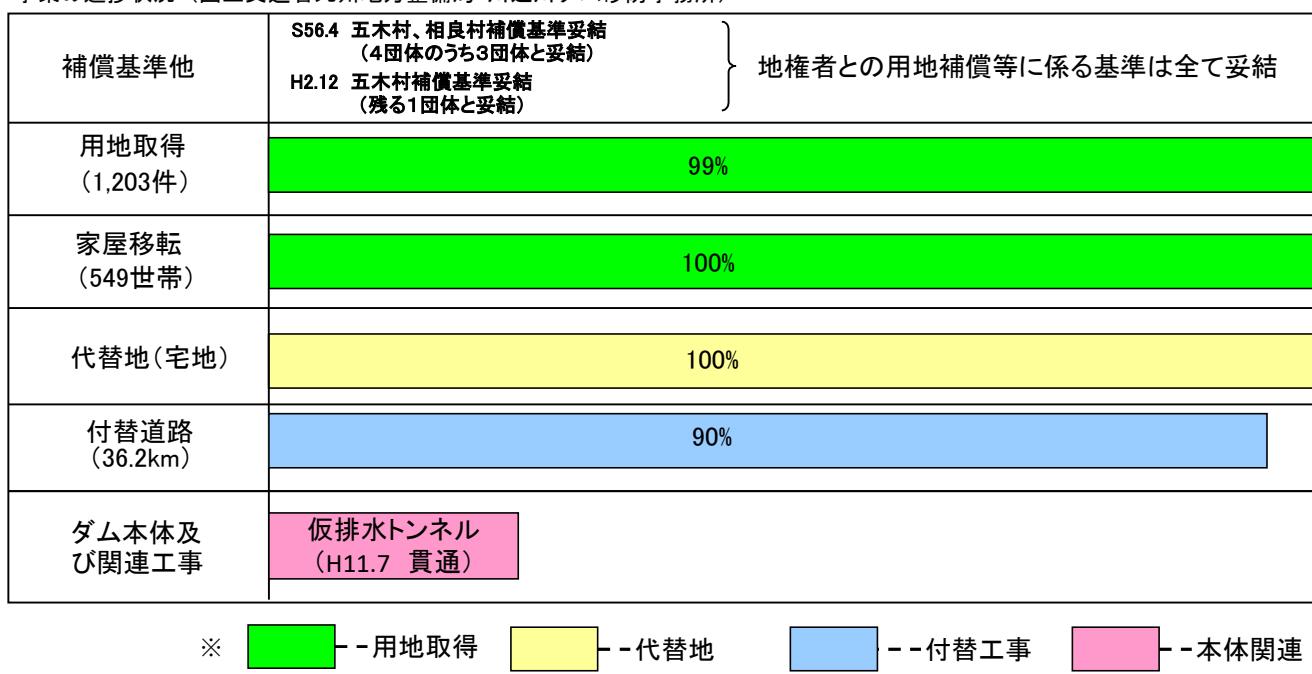
# 緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

## 1 「緑の流域治水」の主な取組状況

### (1) 新たな流水型ダムの進捗状況

- ・11月14日、球磨川漁業協同組合と九州地方整備局の間で漁業補償契約が締結された。
- ・引き続き、国において、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目指に関連工事や調査・検討、各種手続きが進められる。

事業の進捗状況（国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所）



### (2) 新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み

- ・12月20日に、新たな流水型ダムが安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、事業の方向性や進捗を確認する「仕組み」の第4回会議を開催予定。

日 時：12月20日 14:00～

場 所：中小企業大学校人吉校（人吉市鬼木町梢山1769-1）

構成員：熊本県、九州地方整備局、球磨川流域市町村長、

流域住民（市町村別、分野別）、有識者（河川工学、環境、森林）

内 容：新たな流水型ダム建設事業について

環境保全措置の具体的な取組みについて

### (3) 球磨川水系県管理河川について

- ・八代市の油谷川において、宅地かさ上げ工事に着手。
- ・あさぎり町の田頭川において、河川改修工事を推進。
- ・その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など12河川で事業推進中。



田頭川河川整備（あさぎり町）

### (4) 「雨庭」普及に向けた勉強会の開催について

- ・11月4日に、「緑の流域治水」の取組みの一つである「雨庭(あめにわ)」の仕組みや事例を学ぶ勉強会を人吉市で開催。
- ・熊本県立大学や人吉市の地元企業が整備事例や効果を紹介し、流域治水の取組みへの参画を促進。



「雨庭」普及に向けた勉強会（人吉市）

## 2. 五木村・相良村の振興について

### <五木村>

- ・住民主体の「五木村宮園周辺地域振興協議会」を中心に宮園地域の賑わいづくりを推進。
- ・10月18日に、「旧五木第二中学校校舎への感謝とお別れをする会」が開催され、100名以上の村民が参加。
- ・11月15日に、地域の「宮園大イチョウ祭」に合わせて、フリーマーケットや川辺川河川整備のVR体験会を実施。



旧五木第二中学校校舎への感謝とお別れをする会



川辺川河川整備VR体験会

### <相良村>

- ・10月9日に、村が令和2年7月豪雨からの創造的復興のシンボルとして川辺川沿い(廻り観音周辺)に整備する「川辺川魅力創造事業・交流拠点施設」に係る造成工事に着手。
- ・今後、造成工事の進捗状況に応じて、施設建築工事に着手予定。



川辺川魅力創造事業 造成工事状況

- ・引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、目に見える形で着実に両村の振興を推進していく。

# 次期「熊本県建築物耐震改修促進計画」の策定について

令和7年12月15日  
建築課

## 1 計画の概要

この計画は、建築物の耐震性能を高め、県民の安全安心を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、国の基本方針及び本県の実情を踏まえ、耐震化の目標や施策をまとめたもの。（現行計画期間：H29～R7年度）

## 2 次期計画策定の必要性

今年度で現行の計画期間が終了するが、民間建築物の耐震化への誘導が十分ではなく、目標<sup>※1</sup>に達していないことから、引き続き建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、次期計画を策定する必要がある。

※1 令和7年度までに住宅・建築物いずれも耐震性が不十分なものを概ね解消

【現状の耐震化率】住宅：89.5%（R5年時点）、特定建築物<sup>※2</sup>：93.0%（R6年時点）

※2 多数の者が利用する1,000m<sup>2</sup>以上の建築物など

## 3 次期計画

### （1）策定方針について

現行計画の内容を元に、国の基本方針（R7年改正）を踏まえて策定する。

### （2）計画期間について

令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年経過時に見直しを検討する。

### （3）計画内容について

#### ①目標設定

住宅及び特定建築物について、以下のとおり目標を設定する。

・住宅について「R17年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

・特定建築物で、法により耐震診断が義務付けられたもののうち、重要度が高い建築物<sup>※3</sup>について「R12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

※3 病院やホテルなど多数の者が利用する5,000m<sup>2</sup>以上の建築物など

#### ②計画に記載する主な施策

##### i 大規模地震に備えた住宅等の耐震化について

・施策対象を旧耐震だけでなく2000年までに建てられた住宅に拡大し、更なる耐震化を図る。

##### ii 防災上重要な公共建築物等の耐震化について

・市町村庁舎、避難所等の防災拠点となる施設情報を更新し、防災拠点の耐震化を促進する。

##### iii 非構造部材等を含めた安全対策について

・危険なブロック塀の対策に関する情報を追加し、安全対策を加速化する。

##### iv 耐震化に係る体制整備及び人材育成について

・耐震診断等の技術者育成に関する取組みを強化し、技術者が不足している地域の住宅の耐震化を促進する。

## 4 策定スケジュール

- ・検討委員会(11～3月)
- ・パブリックコメント(1～2月)
- ・計画決定、公表(3月)

## (参考) 国の基本方針

法に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針をまとめたもの。

### 【記載項目】

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- (2) 目標の設定に関する事項
- (3) 技術上の指針となるべき事項
- (4) 建築物の地震に対する安全性の工事に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- (5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

### 《今回の主な改正点》 令和7年7月17日告示

#### (1) 目標の設定に関する事項（目標の見直し）

##### ① 住宅に関する目標

（現行）「R12年までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

⇒（改正）「R17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

##### ② 特定建築物<sup>※1</sup>に関する目標

（現行）法により耐震診断が義務付けられた建築物について、「R7年までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

⇒（改正）法により耐震診断が義務付けられた建築物のうち、重要度が高い建築物<sup>※2</sup>について、「R12年までに耐震性が不十分なものを概ね解消」

※1 多数の者が利用する1,000m<sup>2</sup>以上の建築物など

※2 病院やホテルなど多数の者が利用する5,000m<sup>2</sup>以上の建築物など

#### (2) 基本的な事項

##### ① 住宅に関する取組内容の充実

- ・利息の返済を不要とする、新しい高齢者向け住宅ローンの活用の促進
- ・省エネやバリアフリーのリフォーム工事等と合わせた耐震改修の促進
- ・所有者による木造住宅の耐震性能検証方法の普及促進 など

##### ② 特定建築物に関する取組内容の充実

- ・地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標の設定
- ・避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化（マップの作成） など